

《住宅を新築・改築される方に補助します》

町では、地域経済の活性化及び町民の住環境の向上のために、自己の居住する住宅の新築・改築の工事をする方に助成金を交付します。

費用 30 万円以上の工事に対し、工事費の 10%、最大 30 万円を助成します。

《助成対象者》

大崎上島町に住民登録を有する者。

助成対象工事の完了までに住民登録を有することができる者。

町税等の滞納がない者。

《助成対象住宅》

助成対象者が所有する住宅。

所有者が改築することに承諾している住宅。

ともに自己の居住用に供している又は供する予定の町内にある住宅。

《助成対象工事》

建築基準法に違反しないもの。

町内の業者が施工する工事であること。

助成対象工事の経費（税込）が 30 万円以上であること。

助成金の交付決定後に着手すること。

他の補助金制度を受けていない工事であること。

《助成金額》

工事の必要な経費の 10 分の 1 に相当する額以内で、30 万円を限度とする。

- ※ 助成対象者が居住する住宅本体部分に係る工事に限ります。
- ※ 外構工事や電気製品、家具製品等は対象になりません。
- ※ 助成金の申請は一人につき一住宅限りです。
- ※ 他の助成金を受ける場合は、その工事経費は対象外となります。ご相談ください。
- ※ 施工業者が助成対象者の代理で申請等行う場合は委任状を提出してください。
- ※ 助成対象者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の同意書を提出してください。

[大崎上島町住宅新築・改築助成金申請書](#)

[委任状](#)

[同意書](#)

[大崎上島町住宅新築・改築助成金交付要綱](#)